

社会福祉法人水明会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水明会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等及び弔慰金等の支給基準について定めるものとする。

2 役員とは、理事及び監事とする。

3 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益をいう。

4 弔慰金等とは、香典、生花及び弔電をいう。

(法人職員給与との併給)

第2条 法人の役員等が職員を兼務し、職員給与を支給している場合、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(報酬等)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

報酬は、次表に定める額とする。

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

区 分	日 額
理事会、評議員会、監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

3 報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

4 旅費は、出張の都度、支給する。

5 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(弔慰金等)

第4条 役員等に対する弔慰金等については、次表に定めるものとする。

(1) 評議員

項目 対象	傷病見舞	餞別	香典	弔電	災害見舞
本人	5,000	5,000	10,000	○	10,000

(2) 役員

項目 対象	傷病見舞	餞別	香典	生花	弔電	災害見舞
本人	10,000	10,000	20,000	○	○	20,000
配偶者	5,000		10,000	○	○	

2 役員等が任期満了後に引き続き再任する場合、餞別は支給しないものとする。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等及び弔慰金等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月14日から施行する。
2. 水明会役員等報酬及び費用弁償に関する規程は平成29年6月14日で廃止する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。